

# 中国古代における土公信仰の由来について

張 麗 山

## The Origin of Belief in Tugong in Ancient China

ZHANG Lishan

### Abstract

This paper examines the origin of belief in Tugong from Zhongliu (the god of earth) and the earth taboo. It also considers the relationship between Tugong and Taisui, which is regarded as the deity of the earth taboo in later ages. The belief in Zhongliu originated from an ancient belief in the earth, but it became an abstract concept under the influence of *wuxing*. On the other hand, the earth taboo can be traced back to the yueling (rules for farming), which were mystified by the ying-yang principle and *wuxing*. Also, the origin of belief in Tugong was closely related to the popularity of *chenwei* (mythical thought) and witchcraft. The original character of belief in Taisui was about direction rather than the earth taboo.

**Key words:** 土公 中霤 犯土思想 秦簡『日書』 太歳

## 一 家宅の神と土公

家宅は人間にとって重要な空間であり、そこで活動する人々が生活の平安や幸福のために、家宅の鬼神を篤く祀ることは容易に考えられる。ただし、あらゆる神と同じように、家宅の神も歴史の中で変遷していくものである。本稿で検討する土公は、家宅神の歴史の変遷の中で生まれ、また現在の中国においては信仰が衰退した神である。

土公について、これまでの研究において検討されてきたが、その由来は依然として不明である。蕭登福は「漢代に社公より小さな土地神が現れた。それは僅かに一家の土地を司るだけであり、『土神』や『土公』と称される」<sup>1)</sup>と述べ、土公が土地信仰の流れの中で、漢代に新しく現れた土地神だと指摘した。つまり、家宅の土地神は、漢代になってからはじめて現れたものであり、その名前は土公あるいは土神であるという。文献資料からみる限り、土公は漢代になってから現れたものであるが、その由来を土地信仰だけに求めるのは妥当とは言い難い。少なくとも、「僅か一宅の土地を司る」土地神は、漢代ではなく秦代からすでに存在する。それは、すなわち中霤である。次節に詳しく検討するが、中霤は土地神の神格が色濃い一方で、五行神の色合いも強い。中霤と土公は複雑かつ内的な関連性があるはずである。したがって、土公については漢代だけでなく、それ以前に存在していた中霤との関係をも検討すべきと思われる。

また、土公は土地神の性格だけでなく、星神の性格も持っている。実際に土公は古代の天文記録や星経の中においても星の名称として散見され、「营造及び稼穡起土の官」という星神とみなされている。余欣は敦煌文献における土公に関わる記録を分析して、土公と土地神との区別であることを以下のように指摘した<sup>2)</sup>。

土公は星神であるが、土の中において運行する。その神の来源、神格としての特色、そして出遊して動くその方法など、すべての点で太歳とよく似ている。これまでの考証によって、土公は土地神とは異なるものであることが明らかになった。われわれは「土公」という字面のみを見てそれを土地神であると混淆してしてはいけない

これらの研究によって、土公は土地神の神格を持ちながら、星神の神格を持つことが明らかになった。ところが、ベトナムにおいては土公が竈神とされ、一方で日本においては地神や竈神とされている。つまり、後世の東アジアにおける土公はかならず土地と関係するとは限らな

1) 蕭登福「後土與地母——試論土地諸神及地母信仰」(『世界宗教学刊』2004年)。

2) 余欣『神道人心：唐宋之際敦煌民生宗教社会史研究』、中華書局。2006年。85～86頁。原文は「土公雖為星神，但亦在土中運行，其造神淵源、神格特徵、推出遊圖法，都和太歳非常相似。據以上考證，土公並非等同於土地神，我們切不可望文生義，將二神混為一談」である。

いのだ。したがって、源流から、土公と土地神または星神などとの関係を明確にする必要があると思われる。

土公の語源からみていくと、「土」は土地という基本の意義以外に、社と読まれる「土地の神」という語意もある。次に「公」は王公、先公、祖、宮などの語意を持っている<sup>3)</sup>。「土公」は文字通りに土地神と解釈することができるであろう。ところが、現存文献からみれば、「土公」が最初に語彙として現れたのは漢代以後のことだという。そして、土公は土地神という神格の他に、星神の神格を持っているが、それは文字学からのみでは解釈できない。つまり、「土公」という名称からその由来を追求することは困難といえよう。

そこで、本稿は土公について土地神と星神との二つの性格を横にして、家宅という発生の場所を軸として、観念・思想史的にその由来を考察してみたい。

## 二 家宅の土地神とされる中霤

文献資料が欠如しているため、春秋時代以前の民間信仰については、その様相を追跡することは難しい。しかし家宅神の祭祀については、漢代以前の文献から、少なくとも戦国時代から五祀が祀られていたことがわかる。文献にみられる五祀は「一は、地示（神）に属する周礼大宗伯の以血祭祭社稷・五祀・五嶽であり、他は宮中の小神と称せられる礼記月令各季の戸・竈・中霤・門・行<sup>4)</sup>」の二種類に分類できるが、本稿で扱う五祀は後者である。五祀の中霤はよく土地神と言われたが、それを安易に土地信仰の土地神に同一視することはできない。池田末利は、書籍に記された五祀の性質について、

五祀の語は三礼に散見する。いうまでもなく、礼事実を記述した文献は概括的にいって漢代学者によって結集されたもので、多分に経学イデーの影響下に成るものであるから、部分的には無論古い要素を包有するとしても、全体としては必ずしも歴史的事実を示すものではない<sup>5)</sup>。

と指摘し、それらは経学者などによって人為的な修正を加えられているために、歴史的事実とはいえない、という見解を提示している。

幸いに、漢代以前の家宅神信仰を反映した楚簡や秦簡などが相次いで出土されている。それらとともに、文献記録を参照することで古代の五祀の様態をある程度復元できるといってよい。

3) 松丸道雄『甲骨文字字釈総覧』（東京大学出版会、1994年）、徐中舒『甲骨文字典』（四川辞書出版社、1988年）を参考のこと。

4) 池田末利『中国古代宗教史研究』「五祀考」（東海大学、1981年）。785頁。

5) 同上。

ここで土公と同様に、家宅の土地神としてみなされた、五祀における中霤の神格の移り変わりについて考察していきたい。

中霤の語義について、漢代からすでに経学者の論説があり、様々な検討がなされてきた。特に清代の秦蕙田は『五礼通考』の中において、それらの説を集約して詳細に弁証しているのも、それを利用して紹介する<sup>6)</sup>。

蕙田案、中霤之説、鄭氏解不同、今合而考之。月令註中霤猶中室也、土主中央而神在室。古者複穴、是以名室為霤。疏複穴謂窟居、古者窟居、隨地而造、平地累土謂之為複、高地鑿坎謂之為穴、其形皆如陶竈。詩云陶復陶穴是也。復穴皆開其上取明、故雨霤之、是以後因名室為中霤也。許慎曰霤屋水流也。孔穎達謂霤屋檐水流之処。夫古者複穴開上取明、本在室之中央、而雨從此霤入、故謂之中霤。

上古時代において、人々は複穴という窟に居住し、その窟の頂は穴で採光する機能を持っていた。雨が降った際、その穴から水が流れてくることから、「雨を留める」、すなわち「霤」と呼ばれたのである。また、その窟のことを「中霤」という。「中」というのは、古者が陶竈のかたちをしている窟で居住していたので、その上に穴を開ける部位が、ちょうど窟の真ん中に当たるからである。さらに、窟居から檐のある家宅へ変遷した後世においても、依然として「中霤」と呼ぶのは、

中霤之霤、本在室中。古人之祀、原起于陶復陶穴之時。霤既在中、而中央之土神、遂祀於此。礼以義起也。後世既有檐霤、則霤不在室中、而土神終當祀於中央、故雖無復穴之中霤、而仍以室中為中霤也。

と論じられている。上古時代には中霤と同様に土神の祭祀も中央にある。そのため、土神の祭祀は中霤で行われた。後世になると、上古時代の中霤にあたる檐霤があつて中央に位置していないので、「中霤」は実になくなった。ところが、土神は依然として中央に祀られている。室の中央を中霤と呼ぶ所以はその点に求められるのである。つまり、中霤は、そもそも土神を祀る場所であり、その呼称が後世まで続けられるのも土神の祭祀が中央で行われる伝統によるものといつてよい。すなわち、中霤はすでに元来の意義を脱して「中央の祭場」という意味に変わった。それに対して、廖海波は楊堃や顧頡剛の説を援引して、「『中霤』の移り変わりはすべて古代の竈を中央とする穴居構造と係わり、中霤の祭りは実は古代の祀竈火から変化してきたものである」と述べた<sup>7)</sup>。前述したように、上古時代の住宅は陶竈のようなかたちで、竈を中央に

6) 秦蕙田『五礼通考』卷第五十三、吉礼・五祀（聖環図書、1994年）。

7) 廖海波『世俗与神聖の対話——民間竈神信仰与伝説研究』29頁。華東師範大学。2003年博士学位論文。

配置していたと考えられる。竈に関わる祭祀も当然中央で行われた。ところが、そのため中霤が火や竈の祭祀に由来すると論断するのは早計である。秦蕙田によると、中霤はそもそも土神を祀ることから、後世までその呼称が保持してきたという。上古時代の住宅構造を考慮すると、あらゆる祭祀が光の入る中央で行われる可能性が高い<sup>8)</sup>。廖海波の説に従えば、土神の信仰は火神や竈神の信仰よりもその発展が遅かったことになっているが、それを明確に証明することはできない。ただし、「中央之土神」という観念は、土が中央にあるという五行説に基づいて創案された可能性があるので、五行説以前の中霤神の性質を再確認する必要がある。

五祀と五行はいうまでもなく深い関係を持っている。ただし、池田は「五行説の成立期については周知の如く問題があるが、常識的に戦国末とすれば、五祀の成立もまたそれ以後の秦から漢初に亘る頃であって、五行観念に基づく宗教現象の整理によるものである」<sup>9)</sup>と五祀を五行説の成立に基づくものだと述べているが、五祀の成立時期を「秦から漢初」に推測するのはやや保守的すぎる感がある。実は、楚地簡牘や秦簡『日書』に関する研究によってすでに明らかになったが、五祀はすくなくとも紀元前381年頃にすでに日常生活で行われていた<sup>10)</sup>。では、五祀と五行はいかような関係を持っているのだろうか。まず、秦蕙田の中霤についての考証を見してみる。

鄭註郊特牲曰土神、是對社言之、而以神為尊也。注祭法曰堂室居處之神、是對戶竈門井言之、而以宮室為重也。注月令檀弓曰室中、曰中室則專以居中之位言、以合於中央土神之義也。語雖各殊、其意有在

この解釈から、漢代以来、中霤は中央にあり、五行説の土に相応するために土神としてみなされてきたことが窺える。ところが、先学の指摘があるように、五祀は無理やりに五行説に当てはめられたものである。中霤と竈は土と火に合致するが、門・戸をそれぞれ西・金と東・木に配当することは理由がない<sup>11)</sup>。門と戸はそもそも同じものに由来する。仮に、家宅の入り口の構造から門と戸を区別的に称するにしても、すべての屋敷がそういう構造を持っていたとは考え難い。まして、中国の住宅は「坐北朝南」の方向が理想的だと考えられ、門が南にあるので、

8) エリアーデの説によると、聖地が世界の中央や中心地にある。祭りという神聖の行為も当然聖である中央で行われるであろう。まして、上古時代の住宅は複穴で中央しか光が入っていないのでそこを祭場とされるのは当たり前のように思われる。

9) 池田末利『中国古代宗教史研究』（前掲）。796頁。

10) 本稿は主として、楊華の「『五祀』祭禱与楚漢文化的継承」（『江漢論壇』2004年9月）と于成龍の「戦国楚卜筮祈禱簡中的『五祀』」（『故宮博物院院刊』2009年2期）を参考した。整理者によると、楚簡は楚悼王末年（紀元前381年頃）とされた。

11) 朱青生が「（漢）武帝の時に祠門戸と腊祭が同時に行われ、かつ門戸が分別されていない」と述べた（『將軍門神起源研究』、北京大学出版社、1998年、134頁）。

五行の金・西に当てはめられない。また、五祀の「行」は道神とされ、五行の水に配当される点においても牽強付会の感が免れない。そのためか、漢代から、水に関わる井が遂に行に取って代わった。ただし、行神は漢代まで多く祀られていた神であり、主に道路の邪気や悪鬼などを祓う。礼経類において犬で行神を祀る記載も、むしろ周代頃からの「磔狗以御四方」の觀念を示している<sup>12)</sup>。門や戸は入り口の境界守護神として、古より祀られることも当たり前のように考えられる。そのほか、竈神は火神の崇拝を受け継いだものであり、古来の信仰といえる。したがって、五祀の神々は架空に造られたものではなく、確かに古くから信仰されたものといえる。

では、中霤が五行の土神とどのような関係を持っているのだろうか。まず、『曲礼』にある「家主中霤国主社」という文を見てみる。この文は二つの読み方があり、一つは、家は主として中霤を祀るが、国は主として社を祀る。もう一つは、家主は中霤であり、国主は社である。いずれにせよ、中霤は社に対応される。ただし、それは「国主社」であるから「家主中霤」、あるいは単に並列の関係であるかは判然としない。また、下の表からもわかるように、土は五方の「中」に配当される。

表1

五行	木	火	土	金	水
五色	青(緑)	紅	黄	白	玄(黒)
五方	東	南	中	西	北
五時	春	夏	土用	秋	冬
天干	甲乙	丙丁	戊己	庚辛	壬癸

五行における土は「土王」とも言われ、他の木・金・水・火を調和する王の徳性を持つとされる<sup>13)</sup>。そのため、「家主中霤国主社」は五行説によって見事に解釈できる。

次に、秦簡や楚簡などによって戦国時代の中霤を見ていきたい。儒学の書籍や他の伝世文献において、よく中霤という呼称で五祀の土神が呼ばれているが、出土簡文によれば、戦国時代に中霤という呼び方はそれほど流行していたものではない。包山M2楚簡における五祀に関わる実例を挙げて、中霤に当たる土神を考察してみる<sup>14)</sup>。

(1)占之：恒貞吉。少有憂於躬身、且爵立遲踐。以其故攷之：獮禱於宮地主一（粘）

包201-202

12) 楚簡によれば主として白犬で行を祀る。

13) たとえば、『五行大義』には「土居中、以主四季、成四時」や「思者心為五事之主、猶土體為五行主也」と記されている。

14) この資料は于成龍の「戦国楚卜筮祈禱簡中的「五祀」(前掲、29頁)によるものである。



- (2)占之：貞吉。少未已。以其故放之：（厝）于野地主一黏、宮地主一（黏）、賽于行一白犬、酒、食 包207-208
- (3)占之：恒貞吉。少有憂于躬身与宮室、且外有不訓。繇。以其故放之：壘禱蝕伏一全豢；壘禱社一全豢；壘禱宮祭一白犬、酒、食 包210
- (4)占之：恒貞吉。甲寅之日、病良瘥。有祟。大見。以其故放之；璧琫、扱良月良日歸之、且為巫縶佩。速巫之。厭一黏於地主；賽禱祭一白犬 包218-219
- (5)占之：恒貞吉。少有憂於宮室。以其故放之：壘禱宮行一白犬、酒、食 包229
- (6)占之：恒貞吉。少有憂於宮室□。以其故放之：壘禱宮后土一黏、舉禱行一白犬、酒、食 包233

(1)(2)(4)には「宮地主」「野地主」「地主」などがあり、(3)は「社」で、(6)は「宮后土」である。名称からみると、それらは凡て土神あるいは土地神である<sup>15)</sup>。(2)が「宮地主」と「野地主」を区別的に記したのは、家宅内の地主を宮地主とし、家宅外の地主を野地主とするためであろう。さらに、宮后土や社などの記録によれば、戦国時代に土地信仰が盛んに行われ、家屋を範囲とする土地神も祀られていたことが読み取れる。そのため、戦国時代、家宅に土地神を祀ることは、社や后土などの地祇と同じ性格を持つことが分かる。唯一の違いは、社などが国の単位で祀られるのに対して、宮地主は家の単位で祀られる点である。したがって、前掲鄭玄の「家主中霤国主社」という言い方は、五行説から影響を受けたものではなく、古来の観念とみてよいであろう。

ただし、五祀の成立に伴い、土地神としての中霤はもっぱら土神、あるいは五行神という性格が強くなる。土神と土地神は一見すると同義に思われるが、厳密に言うと、差異がみられる。土地神は元来の社神を代表として、天神を対応する地祇を表す。鄭玄は『曲礼』において五祀などの鬼神について、「此非大神所祈報大事者也。小神居人之間、司察小過、作譴告者尔」と注した。つまり、五祀の神々は人間の間に住んで、人間の過ちを監察して「天帝」に報告するものである。それは原始的で全知な天空神（天あるいは天帝）信仰から派生したものとといえるであろう<sup>16)</sup>。ちなみに、中国古代の墨家「鬼察鬼罰説」もこのような鬼神によって人の行為の善悪を監察する観念を積極的に政治的に利用したものである。また道教も類似する信仰に基づいている<sup>17)</sup>。要するに、「小神居人之間、司察小過」という職能は、そもそも中国古代の鬼神信仰の共通するものであったのである。当然、五祀の神々もそのような職能を持っていた。つまり、

15) 陳偉『包山楚簡初探』や于成龍の「戦国楚卜筮祈禱簡中的「五祀」が「宮地主」「宮后土」を五祀の中霤とする。

16) エリアーデ著、久米博訳『太陽と天空神』（せりか書房、1974年）を参考のこと。

17) 墨家の「鬼察鬼罰説」と後世における竈神の信仰について、鄭傑文の「墨家“鬼察鬼罰説”與道教“除算減年説”」（『宗教学研究』、2008年3期、21-25頁）を参考のこと。

中霤の土地神という神格は古くから存在するものなのである。そのほか、前掲（4）で「病良瘥。有崇」と示した五祀の祟りに対する祓いは<sup>18)</sup>、むしろ「鬼察鬼罰」という観念の現れともいえるであろう。ところが、五行思想の浸透によって、五祀は元来素朴の鬼神信仰を脱して、形而上の理論に基づく傾向が見られる。それは秦簡の中に最も顕著である。例えば、『日書』に以下の簡文がある。

祠五祀日：丙丁竈、戊巳内中土、乙戸、壬癸行、庚辛〔門〕<sup>19)</sup>

表1を参照すれば分かるように、この五祀を祀る日は、鬼神の祟りなどとは関係なく、ただ五行説によるものに過ぎない<sup>20)</sup>。秦蕙田が「霤既在中、而中央之土神、遂祀於此」と「土神」の用語を使用したことは、中霤が単なる土地神ではなく、五行説を受けて抽象的な土神になったことが広く認められたことを示している。「土地神」、あるいは「地神」ではなく、「土神」という言葉が採られたことは、五行において中央に当たるのが「土」であり、五行における土神が中霤の神格に最もふさわしいことに理由が求められるのではないだろうか。

以上のように、中霤は土地神から秦の時代に抽象的な土神へ変遷したことを考察した。そのような抽象的な土神としての中霤信仰は、土公観念を発生する素地と思われる。ただし、中霤から土公になるには、五行説以外、犯土思想も不可欠なものである。この点について、次に考察してみる。

### 三 犯土思想の発生と土公信仰の誕生

前節で中霤の土地神から土神への変遷を考察したが、犯土思想との関係はどうであろうか。犯土とは、土を掘ったりした際に土神が祟をもたらすという観念である。ところが、前述のように、五祀はそもそも「小神居人之間、司察小過」から行われたものである。しかし、古くは犯土という観念が薄かった。秦簡の詁篇に以下のような記載がある<sup>21)</sup>。

一宅中无故而室人皆疫、或死或病、是是棘鬼在焉、正立而埋、其上旱則淳、水則干。掘而

18) 大野裕司が竹中信常の説を援引して、『日書』においても日忌は祓えないと考えるべきであろう」とのべた（大野裕司「睡虎地秦簡『日書』における神靈と時の禁忌」（『中国出土資料研究』第九号、2005）、53頁）が、楚簡における五祀の祭祀や後世の土神解除などからみれば、戦国中期から祟を祓うことができると思われる。

19) 呉小強『秦簡日書集注』（岳麓書社、2000年）198頁。

20) たとえば、「丙・丁」は五行の火なので、その日に竈を祀る。「戊・巳」は五行の土なので、その日に内中土（中霤）を祀る。

21) 呉小強『秦簡日書集注』（前掲）128-134頁。



去之、則止。

一宅之中无故一室人皆疫、多夢寐死、是是 $\square$ 鬼埋焉、其上无草、如席处。掘而去之、則止矣。

室内の人が疫を患い、病んだり死んだりするのは、土の中に埋まれた棘鬼などの祟りによるもので、それを掘って除けば疫が止むという。それは、巫術とはいえ、当時の鬼神観念を反映したものである。『国語』には孔子が土の怪を識別したことが記されており、漢代まで土の精霊はよく動物や人鬼と想像されていた<sup>22)</sup>。合理的に考えれば、社や后土の祭りは農業生産の豊作を祈るもので、犯土とは関係ないはずである。なぜなら、農業はそもそも土を掘ることが不可欠であるため、それをしばしば禁忌で止めたら、豊作ができない。

ところが、陰陽五行思想の流行りによって、犯土思想の発生は確かに農業生産と深く関わった可能性が高い。犯土思想はそもそも農業生産の適宜時期を規定したものであったが、陰陽思想によって神秘化されてきた。『管子』度地篇に、

春三月（略）後夜日益短、昼夜日益長、利以作土功之事、土乃益剛（略）夏三月（略）使令不欲擾命、曰不長、不利作土功之事（略）秋三月（略）不利作土功之事、濡湿日生、土弱難成（略）冬三月天地閉藏（略）不利土功之事（略）管仲對曰、冬作土功、発地蔵則夏多暴雨、秋霖不止（略）<sup>23)</sup>

と土功が春のみに起こされるものとした。それは主として農業生産の月令として、四季の土の質と農業の関係から判断したものである。そして、「冬作土功、発地蔵、則夏多暴雨、秋霖不止」とあるように、農時を違反して土功を行った場合、暴雨などの天災がもたらされる。それは、神秘的な傾向がすでに現れていたといえるのだろう。また、その観念を明確に陰陽思想において解釈したものは『淮南子』の天文訓にみられる、「陰氣極、則北至北極、下至黄泉、故不可以鑿地穿井、万物閉藏、蟄虫首穴、故曰德在室。陽氣極、則南至南極、上至朱天、故不可以夷丘上屋、万物蕃息、五穀兆長、故曰德在野。」という文句である<sup>24)</sup>。類似する記述である『礼記』月令は、仲冬の項に「有司に命じて曰く、土事作すこと母く、慎みて蓋を発くこと母く、室屋を発き、及び大衆を起すこと母く、以て而の閉を固くせよ、と。地氣沮泄する、是を天地の房を発くという。諸蟄は則ち死し、民は必ず疾疫し、又随ふに喪を以てす」とあり、地の気が漏れると病気などの災害が起こると述べられている<sup>25)</sup>。犯土の禁忌は冬に集中し、それを犯した場

22) 胡新生『中国古代巫術』、山東人民出版社、2006年、228頁。

23) 『管子』、岳麓書社、1996年、458～460頁。

24) 何寧『淮南子集釈』（中華書局、1998年）、208頁。

25) 竹内照夫『新釈漢文大系第27巻 礼記（上）』（明治書院、1998年）264頁。

合、大変な災難がもたらされるという神秘思想が看取できる。

陰陽思想によって神秘化されて発生した農業の犯土思想は、五行説に基づいた占いにおいても展開されてきた。睡地虎秦簡『日書』に土忌の篇があり、土功を起こしてはいけないことが強調されている。

土徼正月壬（略）不可為土功（略）春三月寅、夏巳、秋三月申、冬三月亥、不可興土功、必死。五月、六月不可興土功、十一月、十二月不可興土功、必或死（略）<sup>26)</sup>。

「土徼正月壬（略）不可為土功」とは、土神が正月壬の日に巡視しているので土功が忌まれるという意味である<sup>27)</sup>。土忌の時期に土功を興せば、必ず死ぬと恐ろしく説かれた。ただし、ここでの土忌はすでに農業生産による犯土思想と異なり、農時と関係なく単に方士などの民間宗教者が陰陽五行やほかの巫俗によって唱えた禁忌に過ぎない。この土忌の由来について、同書における室忌を看取することができる。

春三月庚辛、夏三月壬癸、秋三月甲乙、冬三月丙丁、勿以筑室。以之、大主死；不死、瘡、弗居。凡入月五日、月不盡五日期、以筑室、不居；為羊牢馬廄、亦弗居；以用垣宇、閉貨貝<sup>28)</sup>。

「春三月庚辛、夏三月壬癸、秋三月甲乙、冬三月丙丁」の日には絶対に屋敷を築いてはいけないという。その理由の一つとしては、それらの日付が季節の五行を相克するからだと思われる。たとえば、春は木で、庚辛は金である。金は木を克するので、木である春の三ヶ月において、金である庚や辛の日には築室してはいけない。それは、「帝」篇からよりはっきり見える。

春三月，畜為室申，剽卯，殺辰，四廢庚辛  
夏三月，畜為室寅，剽午，殺未，四廢壬癸  
秋三月，畜為室巳，剽酉，殺戌，四廢甲乙  
冬三月，畜為室辰，剽子，殺丑，四廢丙丁  
春三月，毋起東鄉室

26) 呉小強『秦簡日書集注』（前掲）81頁。

27) 劉增貴が「ここでの「徼」は簡文ではっきり見られないので、徼であるかどうか断定できない。ただし、徼だったら、「四敷」との「敷」と類似して、交と釈し、二つの季節の節点を意味するかもしれない」と述べた（『睡地虎秦簡『日書』〈土忌〉篇數術考釋』（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七十八本第四分、2007年）、681頁）。ただし、それは推測にとどまる。いずれにせよ、土神などの神煞を忌むことが考えられるのだろう。

28) 呉小強『秦簡日書集注』（前掲）80頁。

夏三月，毋起南郷室

（中略）

凡為室日，不可以筑室。（略）<sup>29)</sup>

この篇は主として屋敷を築く日忌が書かれている。その日忌は「帝・神が建築土木を管理支配すると観念されていた」ことに由来する<sup>30)</sup>。最初の四つの文は日忌の理由を説明した。例えば、春の三ヶ月は、畜（天帝とされる。以下、同）が申で室を為るので、卯を剽りて、辰を殺して、庚辛を四廢とする。ここでの申・卯・辰・庚辛は方向でもあれば日付でもある。その禁忌の分布を以下の図式を見ればよく分かる。

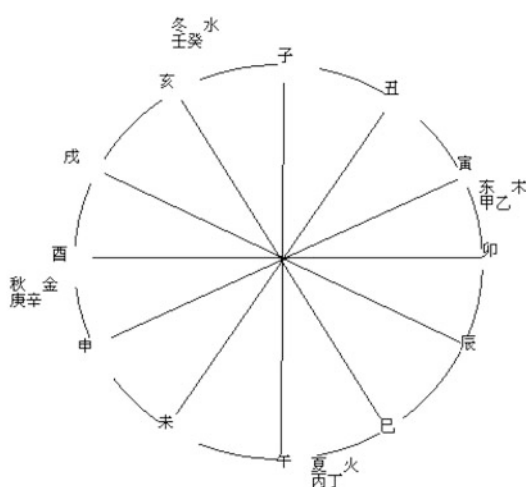


図 1

春の三ヶ月は、五行説によって東の木であり、干支の甲寅から始まる。畜が寅と相衝の申に居る。卯と辰がすべて畜と相衝するのでそれを殺す。また、庚辛はすなわち畜の居る西を表す方向であるので、そこで一切の行事を忌まれる四廢とされる。ほかの夏・秋・冬の日忌について、剽・殺・四廢は春のと全く同じ法則に基づいたものである。ただし、畜の居場所が春の法則と異なるが、その理由がわからない<sup>31)</sup>。

そして、ここでの四廢はすなわち前掲室忌の日忌である。年月日によって吉凶を説くことは、

29) 同上、77頁。

30) 大野裕司「睡虎地秦簡『日書』における神霊と時の禁忌」（前掲）47頁。

31) 金良年が「五行寄生十二宮」で、劉増貴が「三合局」でここでの数術原理を解釈したが、両者とも「帝為室」の日を簡文と異なって自分なりに修正した。本稿は、後世の数術原理で簡文を説明することを避ける方針をとって、その説を保留する。

容易に暦のことが想起されるであろう。中国古代の暦はそもそも天文学と不可分の関係で、天体を観察して計算されたものである。したがって、暦で説かれた禁忌もよく天体の運行と関係している。『日書』の土忌篇には、土忌の日付として「土神」「土衝」「牝日」「召搖」「地杓」などが挙げられている<sup>32)</sup>。呉小強はここでの「地杓」について「土地神が使っている杓」と指摘した<sup>33)</sup>。ところが、召搖と結びつく場合、それはむしろ北斗の杓を指すのではないかと考えられる。『史記』天官書に「北斗七星（略）用昏建者杓」とあり、索隱は「説文云：杓，斗柄。音匹遙反，即招搖」と注した。そのため、前掲の「召搖」「地杓」は北斗の柄を指すといつてよい。だから、劉増貴は、

実は「杓」は北斗の柄を指している。この義は数術の中で最も常用で、本簡の「杓」も斗柄を指すはずである。所謂「地杓」神煞は、「月建」と相対する神煞である。「月建」は毎月斗柄の指すところで、正月は寅に起こり、二月は卯にあり、それ以後類推すればいい。ところが、「地杓」は「月建」と正反対である。（中略）「月建」は天の斗柄（天杓）の指すところなので、起点や方向がそれと逆である神煞が「地杓」と名付けられたと理解することができる。

と指摘した<sup>34)</sup>。その他に、「地杓」の命名は太歳と同じように、北斗が地下を運行することから付けられた可能性も考えられる。いずれにせよ、犯土思想が天文暦法に関わるようになったことは間違いない。

漢代になると、讖緯思想の盛行に伴い、犯土思想も陰陽家や日者などの民間宗教者によって広く宣伝された。『漢書』芸文志には陰陽家について「陰陽家者流，盖出于羲和之官，敬順昊天，曆象日月星辰，敬授民時，此其所長也。及拘者為之，則牽于禁忌，泥于小数，舍人事而任鬼神<sup>35)</sup>」と記されているが、それは犯土思想の流行にも適用されるものである。漢代の暦書はほとんど逸失したが、他の文献記録からも犯土の信仰が見出せる。特に、後漢時代以来、庶民から王族貴族まで犯土思想が広く説かれるようになった。王充『論衡』解除篇に、

世間繕治宅舍、鑿地掘土。功成作畢、解謝土神、名曰解土。為土偶人、以像鬼形、令巫祝延以解土神。已祭之後、心快意喜、謂鬼神解謝、殃禍除去<sup>36)</sup>。

32) 呉小強『秦簡日書集注』（前掲）166頁。

33) 同上、167頁。

34) 劉増貴「睡虎地秦簡『日書』〈土忌〉篇數術考釋」（前掲27）、694頁。

35) 班固撰、顔師古注『漢書』（中華書局、1962年）、1734-1735頁。

36) 王充『論衡』、商務印書館、1937年、47頁。

と当時民間での解土の風習が記されている。すなわち、土を犯した場合、鬼の形をしている土偶人を作って巫祝に攘除してもらう。そのようにすれば、土神による祟がなくなり、みんな快くなったという。このような犯土観念は民間だけでなく、王宮にも存在する。『後漢書』「李王鄧來列伝」の「來歴傳」に、

時皇太子驚病不安、避幸安帝乳母野王君王聖舍。太子乳母王男、廚監邴吉等以為（王）聖舍新繕修、犯土禁、不可久御<sup>37)</sup>。

と皇太子が犯土のため病気を患ったことが記されている。また、『後漢書』「鍾離宋寒列傳」の注に『東觀記』を引用して以下のように述べた。

意在堂邑、為政愛利、輕刑慎罰、撫循百姓如赤子。初到県、市無屋、意出奉錢帥人作屋。人賚茅竹、或持材木、爭起趨作、浹日而成。功成既畢、為解土、祝曰、興功役者、令、百姓無事、如有禍崇、令自當之。人皆大悅<sup>38)</sup>。

鍾離意という名声のいい官吏が民間の解土活動に参加したという。つまり、犯土思想がすでに社会の普遍的な観念になっていたのである。このような思想背景において、土公が登場したのである。王符『潜夫論』巫列篇に、

且人有爵位、鬼神有尊卑。(略)若乃巫覡之謂独語、小人之所望畏、土公、飛尸、咎魅、北君、銜聚、当路、直符七神、及民間繕治、微蔑小禁、本非天王所当憚也<sup>39)</sup>。

と土公などの神は地位の低いもので、天王のはばかりのべきものではないと述べた。ここでの土公は巫覡らが唱えた鬼神であり、地位の低いものとされていた。そして、飛尸、咎魅、北君、銜聚、当路、直符などと同じ類族の鬼神で、家宅の鬼神に帰属することができる。ただし、この土公ははやくから儒教の枠組みに組み込まれた五祀の土神とは異なっている。それは、「飛尸、咎魅」などの巫覡がとなえた「微蔑小禁」の鬼神と同類のもので、完全に巫俗的で民間的なものである。三国・呉の裴玄『新言』には、

俗間有土公之神、云土不可動。玄有五歳女孫、卒得病、詣市卜云犯土。即依方治之、病即

37) 范曄撰、李賢等注『後漢書』（中華書局、1965年）、590-591頁。

38) 同上、1411頁。

39) 王符『潜夫論』（『新編諸子集成 二』、世界書局、129頁、1978年）。

愈。然後知天下有土神矣<sup>40)</sup>。

と民間で土公を犯して病気になったという記事が記されている。土公信仰は「云土不可動」との観念に基づいたものである。これは、社神や后土などの土地信仰と異なり、農業生産などの社会基礎を離れて、より抽象的な「土不可動」という漠然的でありながら頑固な社会観念になった。だから、余欣の「土公は土地神に等しくないもの」という指摘は的を射ている。

#### 四 土公信仰と太歳動土

土公は土を犯すときに祟をもたらし神とされていたが、実は中国民間で犯土の神として最も知られていたのはむしろ太歳である。太歳については、

「太歳」という語は、現代の中国においてもよい印象を持たない言葉であると言われる。よく使われることわざに「太歳頭上動土」というものがあるが、「よりによって」「火薬庫のそばで火遊び」といった意味を持つ。恐ろしい太歳の上でなんと愚かなことをするかということで、つまり太歳神は凶神に類する神格なのである。特に宋代以降は、凶神・疫神の代名詞とも言えるほどのものとなっている<sup>41)</sup>。

と指摘されているように、中国において犯土と深く関わり、最も信仰されてきた神である。太歳は「宋代以降は、凶神・疫神の代名詞」とされたが、その禁忌からみれば、主として動土を忌むものである。以下の揭示した物語の一例からもわかるように、太歳が災難をもたらす原因は地中から掘り出されたからである。

萊州即墨県、有百姓王豊、兄弟三人。豊不信方位所忌、嘗於太歳上掘坑、見一肉塊、大如斗、蠕蠕而動。遂墳其坑、肉隨填而出、豊懼棄之。經宿肉長、塞於庭。兄弟奴婢、數日內悉暴卒矣。(出『西陽雜俎』)

二階堂氏によって明らかにされたように、太歳が地中に埋まれる肉球の怪物とされるのは、後世の殷元帥や哪吒太子の形象縁起に大きな影響を与えた<sup>42)</sup>。ところが、太歳はなぜ地下に住む肉球であったのだろうか。それは、本稿で検討する土公とどういう関係を持っているのだろうか。余欣が指摘したように、土公は「その神の来源、神格としての特色、そして出遊して動くその

40) 『太平御覧』卷三十七(商務印書館、1936)。

41) 二階堂善弘「太歳殷郊考」(『明清期における武神と神仙の発展』、関西大学出版部、2009年) 79頁。

42) 同上。86～95頁。



方法はすべて太歳と極類似してい」るのである。以下、両者の関係について簡単に考察してみよう。

前述したように、犯土思想はそもそも農耕禁忌が陰陽思想によって神秘化されてきたものである。そして、それは天文暦法とも深く関わり、秦簡で記された土忌が天帝の居る場所を忌む場合が多い。では、漢代までの太歳信仰はどのようなものであったのだろうか。よく知られる古い伝説として、周武王が太歳を犯して紂王を討伐することに成功したことが挙げられる。それはすなわち『史記』に「歳星所在、国不可伐」と記されているように、歳星の居る方向を討伐してはいけないという伝統的な太歳信仰を示している。ただし、それは軍事上の占いとして犯土との直接的な関係は見られない。太歳動土の禁忌について最初に明確に書かれたのはおそらく『論衡』である。王充は「調時篇」<sup>43)</sup>や「難歳篇」<sup>44)</sup>において、後漢時代民間の太歳信仰を強く批判している。

王充の批判から、後漢時代の太歳信仰は主として二つの類型を持っていることが窺える。その①<sup>45)</sup>は、「歲月食」として、以下のように五行説によって、太歳と月神の食する場所が決められる点である。

世俗起土興功、歲月有所食、所食之地、必有死者。假令太歳在子、歳食于酉。正月建寅、月食于巳。

「食」とは祭祀の時に供え物を供えるように、鬼神に供え物を食べさせないと祟りが起こるといふ観念である。例えば、「子」の家が掘土や造作などをすれば、歳神は酉の家を食する。その解除の方法は、「見食之家、作起厭勝、以五行之物、懸金木水火。假令歲月食西家、西家懸金。歲月食東家、東家懸炭」であり、つまり、その方向に対応する五行の道具を懸けて攘除することである。その②<sup>46)</sup>は、太歳の居る方向には『移徙法』曰：徙抵太歳、凶。負太歳、亦凶」とあるように、向かって背いても移動してはいけないという点である。以下、この二種類の禁忌の原理を触れてみたい。

①の禁忌の荒唐無稽さについては、王充がすでに鋭く批判している。ところが、その禁忌原理を中国民間の信仰構造からみれば、全く不可解なものではないのである。実例が一つしかなく、太歳禁忌の原理を復元することが困難であるが、一応干支によって以下の図式（図2）のように示すことができる。

43) この篇は「歳星と月の方位、月食等に随って生じる禁忌を論じているが、これは陰陽五行説から派生したと見られている」（大久保隆郎「王充の禁忌習俗批判」『王充思想の諸相』汲古書院、2010年）381頁）。

44) この篇は「主として「移徙之法」に記す太歳の方位を基準とした方角の禁忌」（同上）。

45) 王充『論衡』、商務印書館、1937年、25～28頁。

46) 王充『論衡』、商務印書館、1937年、39～42頁。

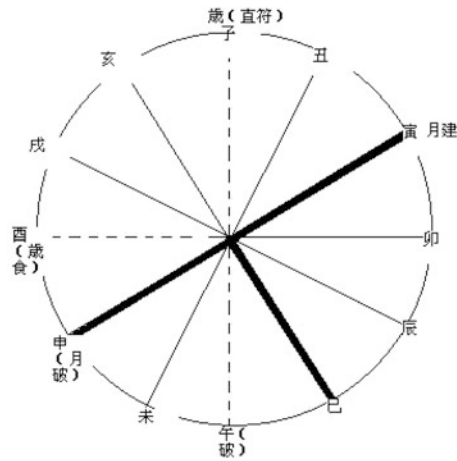


図2

歳（太歳）と相衝することを歳破という。月と相衝することを月破という。破とは「夫破者須有以椎破之也」で凶とみなされ、風水などの術数において現在でも使われる言い方である。図2から大体歳・月神の食する場所の規則性が窺えるであろう。すなわち、食する方向は鬼神の所在と直角となる。ただし、歳食は左回りの直角で、月食は右回りの直角である。つまり、歳食と月食の場所は逆の方向運行に基づいたものである。それは太歳と北斗との運行方向が逆であることに由来すると推測される。『周礼』春官・馮相氏に、

馮相氏、掌十有二歳、十有二月、十有二辰、十日二十有八星之位。弁其敘事、以會天位。  
 [注] 歳謂太歳、歳星與日同次之月、斗所建之辰。樂説、説、歳星與日常應、太歳月建以見。…  
 [疏] 云十有二歳者、歳謂太歳、左行於地。行有十二辰、一歳移一辰者也。…此太歳在地、与天上歳星相応而行。歳星為陽、右行於天、一歳移一辰。

と記されており、特に注・疏から分かるように、太歳は左回りで地下を運行する神で、月神は北斗が右回りで運行する神である。つまり、歳・月はそれぞれの起点から歳破・月破までの真ん中の方位を食する。それは、前述した秦簡『日書』の室忌（図1）と比較すればより明瞭になる。秦簡『日書』における畜の禁忌方向は、干支を五行によって決めたものである。ここでの歳・月は一例しかないので、五行説で当てはめて説明することができないが、「見食之家、作起厭勝、以五行之物、懸金木水火」という解除の手段は明らかに五行説に基づいたものであ

る<sup>47)</sup>。つまり、『論衡』の記載と秦簡『日書』の記載とは異なっているが、五行説に基づいて禁忌を唱える、という点は一致している。そして、太歳はそもそも三一の天一として天の君主とされたこともあるため、秦簡『日書』で記された畜と同一視することが全くできないというわけではない。

一方、両者の差異点も明らかである。秦簡『日書』の畜は家屋を築くなどの造作を禁忌するだけで、犯土禁忌が殊に強調されていない。ところが、『論衡』の中で「宅掘土而立木、田鑿沟而起堤、堤与木俱立、掘与鑿俱為。起宅、歲月食。治田、独不食」と王充が批判したように、耕作の掘土と対照して、宅の犯土を強調するようになった。

太歳が犯土と関わるようになったのは、本来からの性格ではなく、漢代以後、漸次付加されたものと推測できるだろう。それは、禁忌②の性格からも窺える。

抵太歳名曰歳下、負太歳名曰歳破、故皆凶也。假令太歳在甲子、天下之人皆不得南北徙、起宅嫁娶亦皆避之。其移東西、若徙四維、相之如者、皆吉。…且文曰、甲子不徙。言甲與子殊位、太歳立子不居甲、為移徙者、運之而復居甲。為之而復居甲、為移徙時者、亦宜複禁東西徙。甲與子鈞、其凶宜同。不禁甲而獨忌子、為移徙時者、竟妄不可用也。人居不能不移徙、移徙不能不触歳、不触歳不能不得時死。工伎之人、見今人之死、則歸禍於往時之徙。俗心陰危、死者不絶、故太歳之言、傳世不滅

太歳は主として移徙の時に課される。そして、それは太歳の所在と直線とする方向は一切禁じられるだけである。実は、この禁忌こそは太歳の本来のものではないだろうか。前掲の周武王が太歳を犯して征伐する伝説も、ただ太歳と相衝することが忌まれる風習が示されている。太歳などに関わる占星術はそもそも軍事などの国家卜占に利用されたもので、犯土と関係するとは考えられない。したがって、太歳動土の観念は少なくとも「太歳左行於地」との観念の発生を待たなければならない。ところが、星が地下を運行する観念は太歳に限らない。『淮南子』に「日入于虞淵之汜、曙于蒙谷之浦」と太陽の運行が記されるように、「天円地方」という宇宙観を持つ古代中国において、星などの天体は空にない限り、海や谷、あるいは地下に入ったと考えられたのである。そのほかに、前文で述べたように、秦代のころ、「地杓」という犯土にかかわる鬼神があり、それも天上の北斗に相對するものだと推測される。そのため、犯土観念を太歳の「左行於地」だけに求めることはできない。太歳動土は、むしろあらゆる神々の発展と同様に、太歳信仰の盛行につれて犯土思想を吸収して、独占した結果である。

土公はもっぱら犯土思想から発生したものといてよい。ところが、太歳はそもそも方位神として恐ろしく禁忌され、信仰の発展につれて、他のいろいろな神格を吸収したのである。一

47) 大久保隆郎が「王充が批判した「移徙の法」「凶宅術」など共に五行説を中心に据えて吉凶禍福を説いている」と、難歳篇をも五行説に基づいたものと述べた（大久保隆郎「王充の禁忌習俗批判」（前掲）、441頁）。

方、土公は犯土思想の背景にすでに天文暦法からの影響があり、太歳信仰の影響をうけてより星神の性格を持つようになったとも推測できる。土公と太歳は犯土に関して確かに類似性が見られるが、それによって同一視することはできない。後世、犯土といえば太歳と思われることは、土公信仰と太歳信仰の消長に由来するのであろう。

## 五 結 び

以上の考察によって、土公信仰の由来や本質を明からにしてきた。土公は一家屋の土地を司るもので、犯土禁忌を課する神とされるのは、概ね二つの源流を持つ。すなわち、中霤と犯土思想である。太歳信仰は犯土と深く関わっているが、それは漢代ごろの犯土思想を吸収したものと推測される。土公信仰の由来を歴史的に簡単にまとめれば、以下の通りである。

- (1) 古くからの土地信仰における后土や社などの神が、家宅の中でも祀られていた。そして、それは五行説によって五祀としての家宅祭祀に取り入れられ、戦国時代に中霤神とされてきた。また、中霤は五行説の影響を受けて、土地神とは異なる、より抽象的な土神として発展してきた。
- (2) 農業時令は農耕に適した時期を規定し、不適の土功をしていけないという素朴な考えに加えて、秦漢ごろの陰陽思想の解釈によって、不適に土を犯した場合、禍がもたらされる、という神秘的な思想が派生した。一方、天文星神信仰の盛行によって、犯土が星の運行と結び付けられた。
- (3) 讖緯思想が盛んであった漢代において、犯土思想も流行するようになった。そのため、土地神に由来する中霤と区別するためか、抽象化された土神が犯土という性格が加えられて土公とも呼ばれるようになった。ただし、中霤であれ土公であれ、同じく家宅の土神である以上、思想的に継承関係が認められると思われる。
- (4) 後世の犯土禁忌の主役のように思われる太歳は、そもそも主として太歳の方向の移動や造作に関わったものである。少なくとも、土公が盛んに信仰されていた後漢時代に、太歳は土公の犯土禁忌と明確に区別されている。

ただし、それはあくまでも後漢時代までの土公信仰を考察したものである。前にも触れた土公の星神の性格や、中霤また太歳との関係などは後世においてまた別の展開がみられる。土公の由来については、以上考察した通りであり、後世における展開については別に論じたい。